

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定・公表します。

1. 第8期 計画期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

《次世代法》

目標1 年次有給休暇の取得率を70%以上にします。

<対策>

●有休取得日数を把握できるようシステムの日に数管理を行います。また部署ごとに年次有給休暇の取得計画を策定し、安全衛生委員会等でも各部署取得状況を開示します。

目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向け所定外労働を削減します。

<対策>

●「ノー残業デー」（ノーエネルギーデー）に取り組み、所定外労働を削減し家庭と仕事の両立及び業務効率の改善を進めます。

目標3 半休および家族サービス休暇制度の継続実施と取得の推進を行います。

<対策>

●全職員対象の半休と家族サービス休暇制度を周知・啓発し、家族との余暇・親孝行を推進します。

《女性活躍推進法》

目標1 新規採用において女性の採用比率30%を目指します。

<対策>

●採用ホームページ等に活躍する女性職員を積極的に紹介し、採用担当者にも女性職員を配置し採用選考過程において女性応募者と女性職員とがコミュニケーションをはかれる場を多く設けます。

目標2 育児休業取得を希望した職員が取得しやすい環境の整備を行います。

- ・男性職員・・・計画期間内に取得実績があること
- ・女性職員・・・取得率100%を維持します。

<対策>

●育児休業前後及び育児休業中の職員に対するフォローアップ等を充実させるなど、育児休業からの円滑な職場復帰を支援するとともに、男性職員が育児休業等を活用促進するため、制度の個別周知、育児に関する意識向上に向けた支援を実施します。

以上